

日光市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年6月30日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 川村 寿利

- | | |
|---------|--------------------|
| 1 監査の対象 | 三依小中学校・湯西川小中学校 |
| 2 監査の期間 | 令和5年6月9日～令和5年6月22日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和5年度 定例 監 査 結 果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

三依小中学校

4 監査の期間

令和5年6月9日～令和5年6月22日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年4月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は校長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。また、現金の保管状況の調査と施設等の状況を調査した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

（1）2年前に校庭敷地内に三依地区センターが建設されているが、このことにより校庭の使用に支障が出ているとのことである。教職員の駐車区画がなく、自家用車を校庭内に駐車しているとのこと。また、地区センター・公民館・保育園職員も同様とのことである。こ

の駐車場の問題については、三依地区センター建設時に関係機関間において協議・調整済みであったようであるが、現に児童生徒の使用に支障を来しているとのことであるので、運用面での解決を図るか、あるいは駐車スペースをほかに求めるなど、解決に向けて速やかに関係機関と協議されたい。

令和5年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

湯西川小中学校

4 監査の期間

令和5年6月9日～令和5年6月22日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年4月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は校長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。また、現金・郵券の保管状況の調査と施設等の状況を調査した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

（1）郵便の発送に郵券を使用しており、これを常時保管・管理している。しかしながら、ほかの多くの学校では、郵券は扱わずに料金後納郵便を利用している。紛失等の事故防止の観点からも、特段の理由がない限り、料金後納郵便を利用されたい。

(2) P T A教育振興基金をはじめ、多くの現金を保管・管理している。現金の取扱いにあたっては必ず複数人によるチェックを行うなど、適正管理に努められたい。